

井原市における中核機関の 設置状況について

～成年後見ステーションの取組を通じて～



井原市マスコットキャラクター
でんちゅうくん

令和3年5月28日（金）

井原市健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター係
社会福祉士 井上 悟



井原市

IBARA CITY

令和3年4月末現在

- 人口 39,087人
- 65歳以上人口 14,589人
- 高齢化率 37.3%
- 地域包括支援センター1か所
- 権利擁護センター なし
- 中核機関 行政単独直営**

位置



特産品



観光スポット



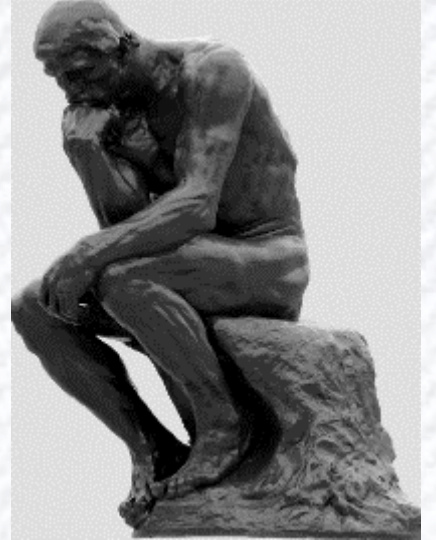
井原市地域包括支援センター

- 市内唯一のセンター（直営）
市介護保険課内に係として設置
- 事務職員3名、理学療法士1名、
保健師6名、介護支援専門員5名、
社会福祉士6名配置（R3.5.1現在）
- **権利擁護相談（成年後見関係
含む）には社会福祉士3名が
他業務と兼務して対応**



成年後見ステーション（中核機関）設置までの経緯①

- 令和元年7月以前 具体的設置イメージなし
⇒様々な中核機関に関する研修会には参加
関係機関の積極的な動きもあり、**中核機関設置の
必要性は感じていたが、具体的に何をどうすれば
よいのかわからない・・・**
- 令和元年8月 岡山版中核機関設置マニュアル受領
岡山家庭裁判所のヒアリング
⇒**既存の仕組みを活用して、中核機関の設置が可能では
というヒントを得る**



成年後見ステーション（中核機関） 設置までの経緯②

- 権利擁護アドバイザー等からの意見を取り入れながら、設置案を検討
⇒ 新しい取り組みを行うのではなく、**既存の仕組みをなるべく活かした設置**を検討
- 井原市の権利擁護支援体制の中心となっている、**地域包括支援センターに中核機関を設置**することに
- 既存の仕組みを活用するので、特段新しいことをする訳ではない
ただ「中核機関」を立ち上げたことを周知しても、市民の方に理解を
してもらえないのでは・・・
⇒ **中核機関に「成年後見ステーション」と命名**
令和2年4月から設置スタート



ステーションの周知・広報

- 新しく設置したステーションを活用してもらうには、少しでも多くの人への周知が必要
⇒**活用できる様々なツールを用いて、ステーションの周知・広報を実施**
- 市民や福祉関係者等がステーションを活用できるよう周知が必要
⇒**チラシの配布や市の広報紙・ホームページを活用**
- ステーションの運営には、家庭裁判所や後見関係団体との連携が必要
⇒関係機関へ**案内文を送付**



井原市
輝くひと 未来創造都市 いばら

文字の大きさ: 小 中 大 背景色

● ご利用案内 ● アクセス ● サイトマップ

トップ 住民の皆様へ 観光者の皆様へ 業者の皆様へ

ENHANCED BY Google

よくある質問 組織から探す

TOP > カテゴリ > 人生のできごと > 高齢・介護
 TOP > カテゴリ > 分野 > 住民の皆様へ > 保健・医療・福祉 > 高齢
 TOP > カテゴリ > 分野 > 住民の皆様へ > 保健・医療・福祉 > 障害
 TOP > カテゴリ > 分野 > 住民の皆様へ > 保健・医療・福祉 > 介護
 TOP > 組織 > 健康福祉部 > 介護保険課

成年後見ステーションにご相談ください

公開日 2020年04月01日
最終更新日 2020年12月14日

成年後見制度の利用に関する相談に対応します

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、井原市地域包括支援センターの「成年後見ステーション」で、成年後見制度の利用に関するご相談について、関係機関と連携しながら対応をします。

【成年後見制度とは】

認知症や障害等により、判断能力が不十分な状態にある人に対し、家庭裁判所へ申立てをして、本人のために財産の管理や福祉サービスの契約等の支援を行う「成年後見人等※」を選任してもらう制度です。

本人の判断能力が不十分になった際に、家庭裁判所に申立てをして後見人等を選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力があるうちに、あらかじめ任意後見契約（公正証書を作成）により任意後見人を決めておく「任意後見制度」があります。

成年後見ステーション

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域包括支援センターが「成年後見ステーション」として、関係機関と連携しながら成年後見制度の相談に対応し、利用を促進します。



成年後見制度とは？

認知症や障害などで判断能力が低下してしまった人に対し、家庭裁判所へ申し立てをし、本人の代わりに財産管理やサービスの契約などを行う「成年後見人」を選任してもらう制度

こんなときはご相談ください

- ・成年後見制度を利用したい
- ・成年後見制度について知りたい
- ・成年後見人になってくれる人を探したいなど

市ホームページ

QRコード▼



間地域包括支援センター (☎②9552)

相談対応

- **総合的な成年後見制度に関する相談に対応**

主な対応の内容

制度の紹介、申立て方法や後見人等候補者に関する助言、書類作成支援、任意後見に関する支援等

- 必要に応じ、**市長申立て**や**成年後見制度利用支援事業（報酬助成・申立て費用助成）**の利用へ
- 被後見人等や後見人等へ支援が必要な場合、**関係者や関係機関と連携し、支援体制を構築して支援**を行う
- 64歳以下の障がい者に関することについては、担当部署（障がい福祉担当課）へ引継ぎ



市直営の強み（市役所内での連携）

- 相談対応の中で必要が生じた際は、**他部署と連携**
⇒ 他部署への相談の中で成年後見制度利用の支援の必要性が生じた場合、
成年後見ステーションへ
- 特に**障がい福祉担当課**や**消費生活相談担当課**とは、権利擁護支援の関係で
連携をすることが多々
⇒ **同じ庁舎内に集約されており、相談や協働が容易**
- **市役所に行けば必要な権利擁護支援に繋がる体制**
(市直営の強みを活かした権利擁護支援体制)



井原市権利擁護アドバイザー会議（受任調整）

- 公益財団法人リーガル・エイド岡山と権利擁護アドバイザー契約
⇒アドバイザーとして**弁護士・精神保健福祉士**を派遣
- 随時相談ができる体制に加え、関係者を交え**毎月1回、事例検討会（権利擁護アドバイザー会議）を開催**
- 受任調整が必要な案件については、**弁護士から財産管理、精神保健福祉士から身上監護**、それぞれの観点で助言を受けながら、**適切な成年後見人等候補者や本人への支援方法等を協議**
- 協議結果をもとに、成年後見人等候補者の打診を実施
⇒打診の際や裁判所へ申立て書類を提出する際、協議結果を資料として送付

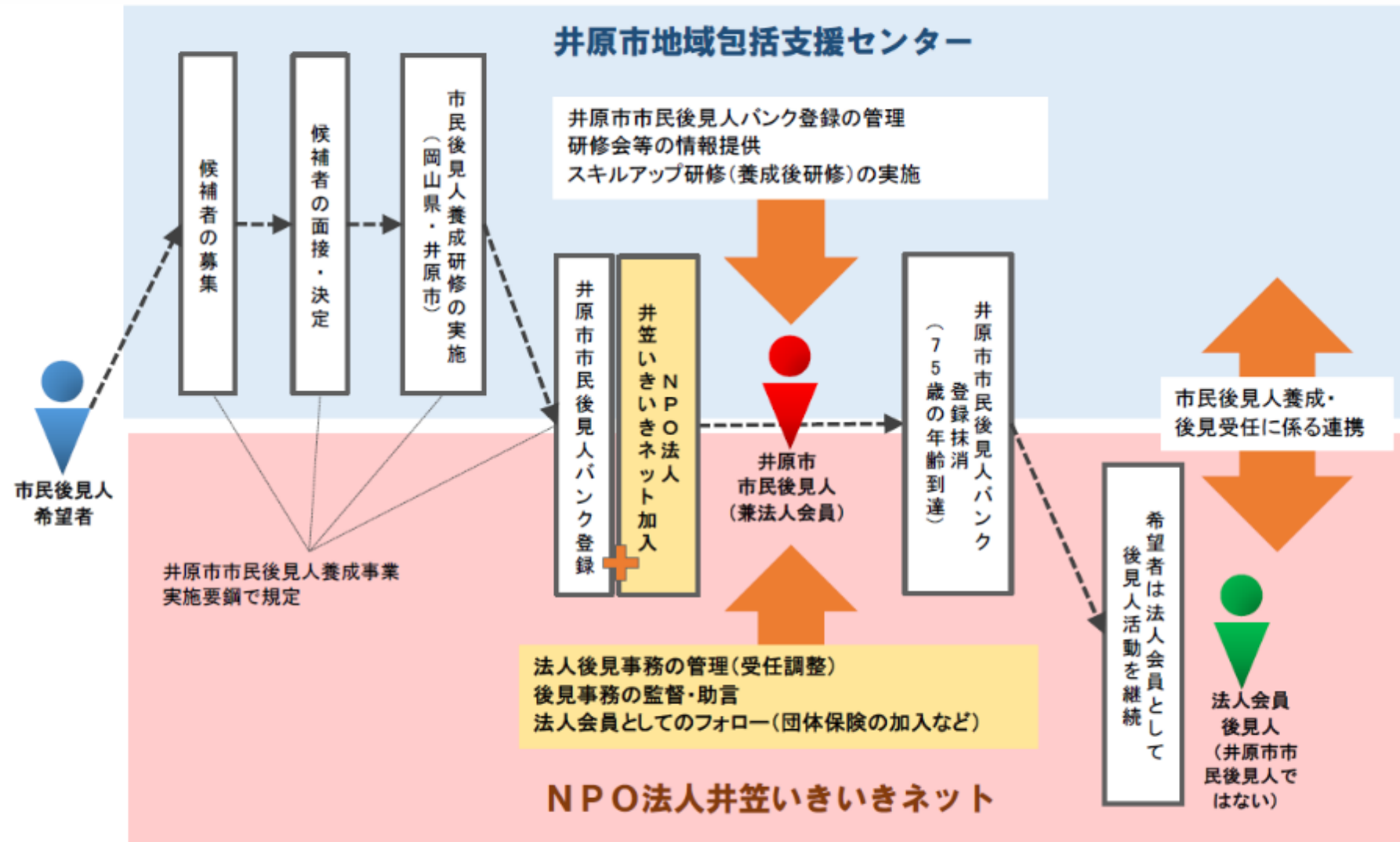


市民後見人の養成

- 平成23年度から市民後見人の養成を開始
⇒累計18名養成 22件の案件に対応
R 3.5.1現在、14名登録 8件の案件に対応中
- 平成30年度以前は市民後見人個人で案件に対応
- 令和元年度より、**市民後見人全員が「NPO法人井笠いきいきネット」へ加入**
(法人会費は井原市が負担)
⇒**市と法人両方からのバックアップ**を受けながら、法人会員として案件に対応
- 市民後見人には75歳の定年を設定
⇒希望者は法人と協議のもと、定年後も法人会員として案件に対応
(ただし市民後見人ではなく、法人会員としての扱いに)



井原市民後見人養成の流れ



成年後見制度の広報

成年後見制度講演会

- 市民後見人新規養成の際、事業の説明会を兼ねて開催

成年後見制度の普及・啓発のため、成年後見制度に関する講演を実施

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

出前講座

- 市民からの要請に応じて、地域包括支援センター職員が講師として出向き、成年後見制度に関する講座を実施



井原市権利擁護推進会議（協議会）

- 令和元年度まで「井原市**高齢者**権利擁護推進会議」として開催
⇒協議内容に**障がい者・消費生活相談**に関することを拡張
- 開催頻度：年1回
- 協議内容：高齢者・障がい者の**権利擁護支援体制に関する協議**（虐待対応や**成年後見制度利用促進**、消費者被害防止、市民後見人の養成等）
- 参加者：弁護士、医師、民生委員、介護保険施設長、介護支援専門員、精神保健福祉士、警察、消防、社会福祉協議会、社会福祉事務所長、消費生活センター長、**岡山家庭裁判所職員（オブザーバー）**、地域包括支援センター、障がい福祉担当課、消費生活相談担当課
- 消費者安全法における「**消費者安全確保協議会**」も兼ねる



消費者安全確保地域協議会について

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する
更なる取組が必要

⇒消費者安全法の改正（昨年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

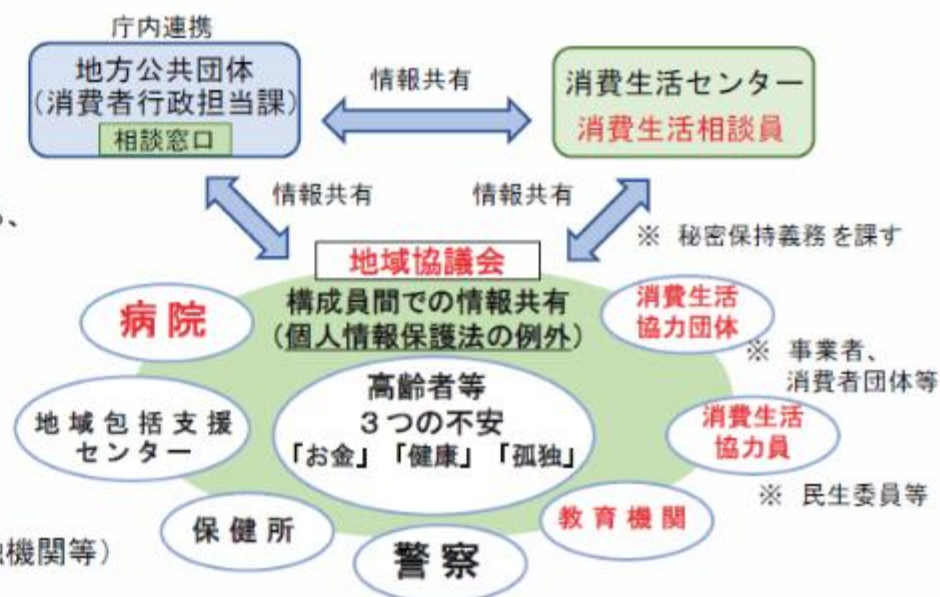
【制度の概要】

- ・ 協議会の役割：構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割：消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員：
 - ・ 地方公共団体の機関（消費生活センター等）
 - ・ **医療・福祉**関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等）
 - ・ **警察・司法**関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
 - ・ **教育**関係（教育委員会等）
 - ・ **事業者**関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・ **消費者団体**、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携（福祉、防災等）

【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進（**人口5万人以上の全市町**）（「地方消費者行政強化作戦」（平成27月3月））

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



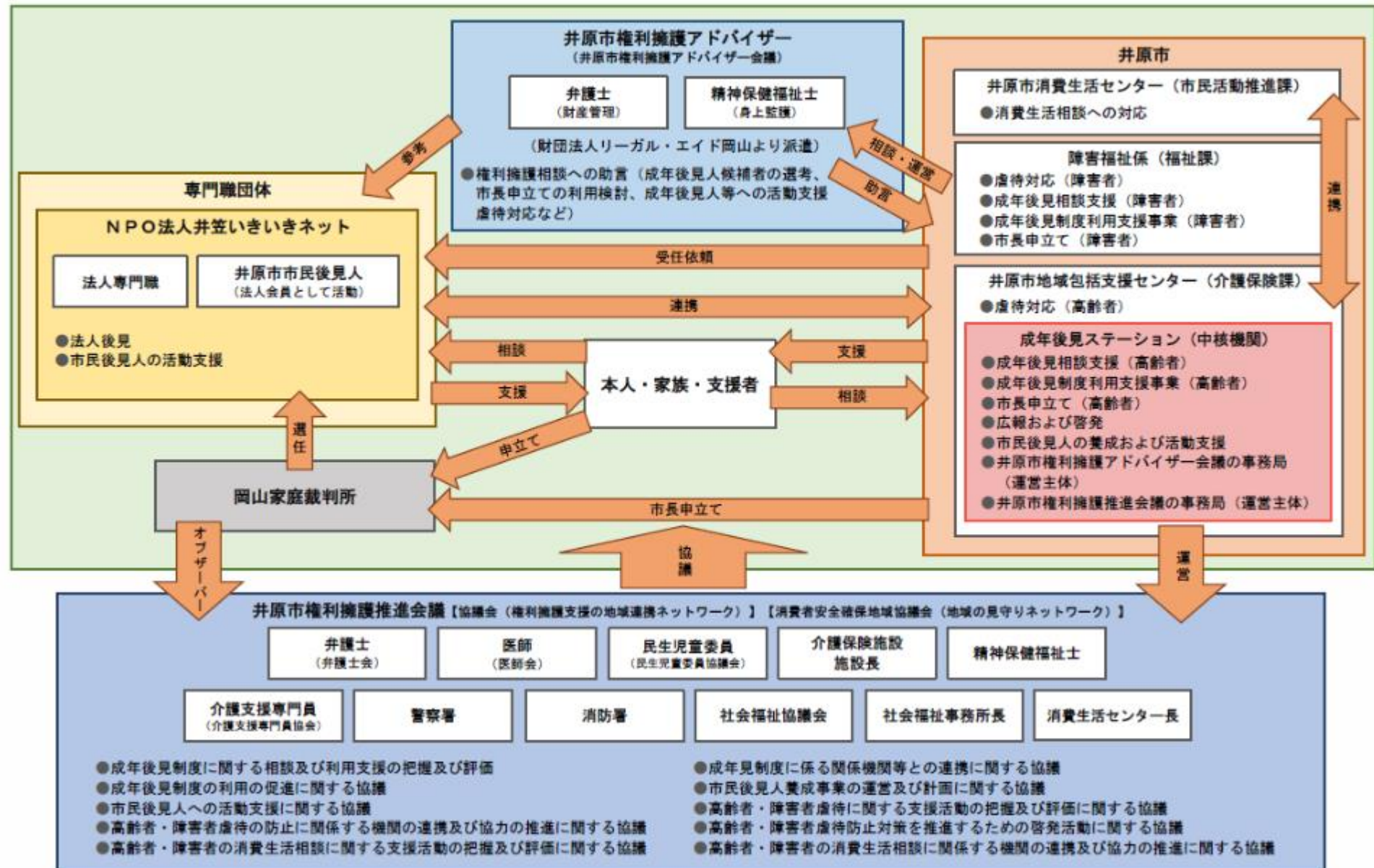
権利擁護支援と消費生活相談は深く関連
類似点も多く、「協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねることに

令和2年10月
「令和2年度 井原市権利擁護推進会議」開催



権利擁護体制の協議を行うとともに、関係機関同士の顔の見える関係づくりへ

井原市における権利擁護支援体制イメージ図



成年後見ステーション設置後の変化

成年後見関係相談対応件数

- 令和元年度 66件



成年後見ステーション立ち上げ

- 令和2年度 **202件**

市長申立て実施件数（高齢者分）

- 令和元年度 2件 他1件手続き中止



成年後見ステーション立ち上げ

- 令和2年度 **5件** 他1件手続き中止、2件次年度へ



市町村計画

- 単独での計画策定ではなく、他の計画に盛り込む形式で策定検討
 - 令和2年度中に**第8期介護保険事業計画**（令和3年度～令和5年度）の策定作業を実施
 - ⇒ 計画の中に「**成年後見制度の利用促進**」や「**成年後見ステーション（中核機関）**」の内容を盛り込み、市町村計画として位置付けることに
- ※後日ホームページへ掲載予定



中核機関設置の意義や効果（担当者として感じること）

- 限られた人員が他の業務と兼務して成年後見制度に関する相談に対応
⇒ **相談件数が増加し、事務負担増**（マンパワーの不足を痛感）
しかし、制度利用が必要な人が表出されやすくなり、**早期の支援介入が行えるようになった**
- 設置を進める中で、**関係者・関係機関とのネットワークが広がった**
⇒ 家庭裁判所等の関係機関と繋がりができることで、
相談や連携をしやすくなった



課題・今後について

●金融機関との連携

金融機関に制度利用を勧められて相談に来る人が急増
消費生活相談の観点からも、**金融機関との連携が必要**



●より制度を利用してもらいやすくするために・・・

相談に来て制度の説明を受けるも、手間や経済的な観点から申立て手続きまで至らないケースが多々

⇒**どうすればより制度の利用に繋がる支援ができるか**、検討が必要

ご清聴ありがとうございました